

『古事記』音読注の諸形式

辻 憲 男

『古事記』には計三〇五個所に及ぶ音読注（いわゆる音注。また「以音注」とも言う⁽¹⁾）がある。上巻に一九〇、中巻に一〇二、下巻に一三と分布に偏りがあるが、その注記の形式もまた様々である。初めにこれを整理して表Ⅰに示す（次頁）。

テキストは西宮一民氏編桜楓社刊『古事記』により、諸本の異同が問題となる個所があれば、後にその条に述べる。

ABC Dは音読される文字、Nはその文字数の指示。洋数字は用例数。ただし次の二例は入れていない。「久羅下那州多陀用弊流之時^{流字以上十字以音}」（上巻、天地初発）、「大氣都比賣^{下四字以音}神」（上巻、大年神の系譜）。

上中下三巻を通じて用いられている形式は、「此N字以音」「自A下N字以音」「A B(C)(D)N字以音」の三種である。これらは用例数の多い上位三種でもあるから、音読注の最も基本的な三形式であったとまず認めてよいだろう。

この三形式は、注記の位置により、また音読される文字数(N)の違いにより使い分けがなされているように見える。第一に「此N字以音」の形式の九五例は、すべて音読される文字の直後に位置している（自明のことだが、「此」は直上を指す）。対して他の二形式の注記の位置は、

用例数

直後にあるもの

他の訓字に隔てられているもの

ABC(D)N字以音

自A下N字以音

2

12

75

36

表I

形式	卷	
	上	中
A字以音	3	1
此A字以音	1	
N字以音	12	
此N字以音*	63	29
自A至B以音*	11	6
自A至BN字以音	1	4
自A下N字以音*	24	20
自A以下N字以音	12	2
A以下N字以音	3	
AAA ABB CCD	37	34
N字以音*	6	6
此神名 此王名 此女名	21	6
以音**		
計	27	77

*** それぞれこの類のものを含める。

である。直後にありながら、「此N字以音」と書かれなかった十四例（上巻二、中巻十一、下巻一）については、何らかの理由が考えられよう。

第二に文字数（N）の違いを調べると、各用例数は、

	文字数(N)	
	一	二
此N字以音	2	31
自A下N字以音	17	25
AB(C)(D)N字以音	12	15
	11	10
	4	1
(3)		5
	3	1
	1	1
		3
		1

となる。「自A下N字以音」が三文字以上なのは当然であるが、「AB(C)(D)N字以音」が二〜四文字に限られるのもうなずける。表中六文字の(3)の例は、

比々羅木之其花麻豆美神木上三字花下三字以音（上61—桜楓社本テキストの巻と頁を記す。以下同じ）

此鉤者淤煩鉤瀆々鉤貧鉤宇流鉤云而於後手賜淤煩及瀆々亦宇流六字以音（上83）

伊玖米入日子伊沙知命伊久米伊少知六字以音（中109〜110）

であって、実質二〜三文字を単位としているからである。ただ一つ四文字の例は、

氷木多迦斯理多迦斯理四字以音而（上72）

であるが、同じ句が別の個所に、

氷椽多迦斯理此四字以音而（上56）

と出ているのを見ると、四文字以上の注は「此N字以音」または「自A下N字以音」の形式をとるのが通例であったことがわかる。

右の三種以外の形式について述べる。

「A字以音」の四例は、

熊曾國謂建日別曾字以音(上29)

神直毗神毗字以音
下效此(上38)

亦名謂神度釵度字以音(上69)

化八尋白智鳥翔天而向濱飛行智字以音(中137)

である。いずれも三文字の語で、第二字だけが音仮名であるために注記したものである。このような場合に他の形式をとった例はない。

「此A字以音」は、

離天照大御神之營田之阿此阿字以音(上44)

の一例のみ。一音節語の「畔あ」を音仮名「阿」で表記したために注記したものである。なお一文字についての注は、他に「此N字以音」の形式の、

為如此登此一字以音詔雖直(上44)

亦名苜幡戸弁此一字以音(中107)

の二例がある。前者は須佐之男命の勝さびの段。「為如此」以上の天照大御神の言葉が即ち「詔り直し」であることを明確にするために、助詞「と」(『古事記』では表記されないのが普通)を表記したものである。後者は人名の一音節を音

仮名で表記したもの。一音節名詞「畔」のように取り立てて強調する必要もなかったから、「此登字以音」「此弁字以音」のようにには書かなかったものであろう。

「N字以音」の形式は次の十二例。

刺左之御美豆良三字以音（上35）
下效此

蹈那豆美三字以音（上41）

伊都二字以音之男建（上41）

白都良久三字以音（上41）

以蛇比礼二字以音（上54）

意礼二字以音為大國主神（上56）

※於宇迦能山三字以音之山本（上56）

和備弓三字以音（上58）

為宇伎由比四字以音而（上60）

宇那賀氣理弓六字以音（上60）

阿遲二字以音鉏高日子根神（上61）

其比古遲三字以音（上86）

注記の位置は、※の一例以外は音読される文字の直下である。※の「三字以音」は「宇迦能」のあとにあるべきところ。

右の十二例の多くは、特徴ある分布を示している。たとえば（上41）の三例は須佐之男命の昇天の段にあって、
 踏那豆美^{三字}以音……（六字）……伊都^{二字}之男建^{訓建云}多祁夫……（四二字）……白都良久^{三字}以音……
 と連続する。次の（上56）の二例は根の国訪問の段で、間に二七字を隔てて近接し、（上58）（上61）の四例も間に八千矛神の歌謡を挟んで連続して出てくる。いずれの場合も途中で他の形式の音読注が存在することはない。残りの三例（上35）（上54）（上86）はこれらとは離れている。このように分布・偏在している理由はよくわからないが、おそらく「N字以音」は「此N字以音」の上巻における一変型なのであろう。右の例と同じ語句が別の個所では、

那豆美^{此三字}以音 行時（中138）

伊都^{此二字}以音 之竹軛（上41）

意礼^{此二字}以音 先入（中94）

のように「此N字以音」と注記されているのを見ても、それはあり得る想定である。

次に「自A至BN字以音」の形式は次の五例。

各纏持八尺勾愁之五百津之美湏麻流之珠而^{自美至流四字}以音下效此（上41）

比古伊那許士別命^{自比至士六字}以音此者^{騰臣之祖也}（中105）

大帯日子淤斯呂和氣命^{自淤至氣}五字以音（中115）

湏賣伊呂大中日子王^{自湏至呂}四字以音（中126）

佐耶岐阿藝之言^{自佐至藝}五字以音（中150）

中巻に四例かたまっている理由はよくわからない。上巻の唯一例も不審であるが、この須佐之男命の昇天の段の上

文が、

即解御髮纏御美。豆羅而乃於左右御美。豆羅亦於御縵亦於左右御手……

と「美」字の近接した文脈であることがあるいは影響しているかもしれない。他ならぬ「美。湏麻流」の四文字であることを正確に指示するための丁寧な注記であると考えるのである。——諸形式のうち文字数(N)を記さない形式は、「此神名以音」の類を除けば、唯一「自A至B以音」(後述)だけである。この形式は上巻には十一例見えるが、右のように近接して同字が並んで紛らわしい個所は存在しない。

この基本の形式はおそらく「自A至B以音」であろう。これに「N字」をつけ加えた変型が生じているのだから見たい。ただし中巻の場合、右の第四例(中126)が別の個所で、

湏賣伊呂大中日子王 自湏至
呂以音 (中140)

のように「N字」を指示しない形式になっているのを見ると、これら二種の形式の間に大差はなかったであろう。

「自A以下N字以音」の十四例。

淤能碁呂嶋 自淤以下
四字以音 (上27)

天之久比奢母智神 自久以下五字
以音下效此 (上31)

豊宇氣毗賣神 自宇以下
四字以音 (上32)

飽咋之宇斯能神 自宇以下
三字以音 (上37)

奥津那藝佐毗古神 自那以下五字
以音下效此也 (上37)

奥津甲斐弁羅神 自甲以下四字
以音下效此 (上37)

神夜良比尔夜良比賜也 自夜以下
七字以音 (上40)

各字氣比而生子自字以下三字（上41）

地矣阿多良斯登許會自阿以下七字以音（上44）

伊都能知和岐知和岐弓自伊以下十字以音（上75）

宇岐士摩理蘇理多々斯弓自宇以下十一字以音（上75）

竺紫日向之高千穗之久士布流多氣自久以下六字以音（上75〜76）

兄宇迦斯自宇以下三字以音下效此也弟宇迦斯（中93）

阿比良比賣自阿以下五字以音（中97）

「自A以下N字以音」のより一般的な形式は「自A下N字以音」（四八例）であろう。ところがこの後者の形式の初出は「啼伊佐知伎也自伊下四字以音下效此」（上40）である。即ち、三貴子誕生の段（桜楓社本39頁）以前は、前者の形式が専用されているように一応は見える（それ以後は両形式が現れる）（後述）。——因みにその他の形式の初出の頁は、三文字以上に限れば、

。N字以音 35頁

。此N字以音 27頁

。自A至B以音 29頁（後述）

。自A至BN字以音 41頁

。A以下N字以音 33頁（後述）

。ABCN字以音 38頁

。此神名以音 26頁（後述）

である。このうち「N字以音」「此N字以音」の二形式は注記の位置が異なること、すでに見た。後述の三形式はこれまた特色ある分布の仕方を示す。

さて右の十四例のうち(上37)の三例は次のように一連なりである。

次於投棄御冠所成神名飽咋之宇斯能神自字以下三字以音次於投棄左御手之手纏所成神名奥疎神訓奥云於伎下效此訓疎云奢加留下效此次奥津那藝佐

毗古神自那以下五字以音下效此也次奥津甲斐弁羅神自甲以下四字以音下效此

(上75) (76) の三例も同じく一連なりである。このような偏在には何らかの理由があろう。

「下效此」を伴う(上41)の場合は、下文に「宇氣布」(上42)という活用形の異なる仮名表記が続くので、「自字以下」というような非限定的な形式を採用したのであろうか(「此N字以音」「自A至BN字以音」「ABCN字以音」のごとき形式ではない)。

(上44) (中97) の場合は、それぞれ上文に、

又離田之阿埋溝者地矣阿多良斯登許會自阿以下七字以音(上44)

娶阿多之小椅君妹名阿比良比賣自阿以下五字以音(中97)

と「阿」字が近接している。この形式をとっていることと関係があろうか。

次に一字違いの「A以下N字以音」の三例。

闇淤加美神淤以下三字以音下效此(上33)

伊豆能賣并三神也伊以下四字以音(上38)

以伊都久神也伊以下三字以音下效此(上38)

いずれも伊耶那岐命の子神の段に出る。あとの二例は間に八〇字余(訓注を含む)を隔てるが、一連の文脈である。

偏在している理由は明確でない。

「此神名(此王名・此女王名)以音」の類は二七個所に及ぶ。上巻二二個所のうち注意されるのは、訓字を含む神名、

次意富斗能地神次妹大斗乃弁神此二神名亦以音(上26)

大宜都比賣神此神名以音(上31)

神阿多都比賣此神名以音(上77)

である。「大」「神」を含めて「此神名以音」と注記するのは正確さを欠く。第二例ならば、

大宜都比賣此四字以音(上29)

のように注すべきところ。細部にこだわらなかつたものだろうか(「大」「神」は訓専用の文字である)。

中巻の六個所を掲げる。

比古由牟湏美命一柱此王名以音(中106)

沙本毗古王次袁耶本王次沙本毗賣命亦名佐波遲比賣此沙本毗賣命者為伊久米天皇之后自沙本毗古以下三王名皆以音(中107)

丹波比古多々湏美知能宇斯王此王名以音(中107)

次比古意湏王次伊理泥王三柱此二王名以音(中108)

阿耶美能伊理毗賣命此女王名以音生御子伊許婆夜和氣命次阿耶美都比賣命二柱此二王名以音(中115)

開化記と垂仁記に偏在するが、これら計十人の系譜が一連のものであることは、すでに指摘がある。⁽²⁾ただしこれら音読注が「丹波国に關係した資料」に付されていたかどうかは疑問である。仮に原資料の一部が生かされているとしても、「一柱」「二柱」「三柱」や「此沙本毗賣命者」云々の注記はそれ以後の追補であると考えられる。

残る「自A至B以音」の形式について、「自A下N字以音」「ABC(C)N字以音」の形式と対比しながら考える。

- 「自A至B以音」の十七例は、
- ① 建日向日豊久士比泥別自久至泥以音(上29)
 - ② 天比登都柱自比至都以音川天如天(上29)
 - ③ 大多麻上流别自多至流以音(上30)
 - ④ 意富加牟豆美命自意至美以音(上36)
 - ⑤ 曾毗良迹者負干入之鞆訓入云能理下效此自會至迹以音也(上41)
 - ⑥ 日名照額田毗道男伊許知迹神田下毗又自伊下至迹皆以音(上61)
 - ⑦ 天迹岐志國迹岐志自迹至志以音 天津日高日子番能迹と藝命(上73)74
 - ⑧ 伊牟迦布神自伊至布以音(上74)
 - ⑨ 佐久と斯侶伊湏受能宮自佐至能以音(上75)
 - ⑩ 比良夫貝自比至夫以音(上76)
 - ⑪ 其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂自阿至久以音(上77)
 - ⑫ 比古布都押之信命自比至都以音(中105)
 - ⑬ 伊耶能真若命自伊至能以音(中110)

⑭ 須賣伊呂大中日子王 自須至
呂以音 (中140)

⑮ 阿蘇婆勢其大御琴 自阿至
勢以音 (中142)

⑯ 丸迹之比布礼能意富美之女 自比至
美以音 (中148)

⑰ 為宇礼豆玖云余 自字至玖以
音下效此 (中161)

である。音読される文字数はすべて三文字以上(ただし⑥の「毗」一字は除く)なので、「AB二字以音」の形式は比較の対象外となる。

右のうち①②③の三例が国生みの段に、⑦⑧⑨の五例が天孫降臨の段に集中しているのは、何らかの理由がある。①②③は一連なりの文脈で、途中に他の形式の音読注は介在していない。三例とも国の名の「訓+音+訓」の形の表記である。⑦⑧⑨の場合は、⑦と⑧の間には他の介在がない。

まず上巻の神名の表記について概観する。「自A下N字以音」の形式の注記のある神名は(音仮名部分を便宜により片仮名で示す。洋数字は桜楓社本の頁数)、

天之ホヒノ命 (42) 熊野クスビ命 (43) イシコリドメ命 (45) 八嶋ジヌミ神 (50) 天之ツドヘチネ神

(50) 八嶋ムデノ神 (61) 葦ナダカ神 (61) 速甕之タケサハヤデヌミ神 (61) 少名ビコナ神 (62)

天チカルミヅヒ賣* (64) 若サナメ神 (64) ミヅマキ神 (64) アデシキ高日子根神 (68)

の十三例、うち「訓+音+訓」の形の表記が十例である。*の「賣」は異例であるが、『鼈頭古事記』以外は「六字以音」とする。真福寺本以下の諸本に従ってこのままにしておく。「自A以下N字以音」の形式の注記のある神名は、

天之クヒザモチ神 (31) 豊ウケビメ神 (32) 飽昨之ウシノ神 (37) 奥津ナギサビコ神 (37) 奥津カヒ

ベラ神 (37)

の五例。いずれも「訓+音+訓」の形である。「A以下N字以音」の注記をもつ神名は、

闇オカミ神 (33) イヅノメ (38)

の二例。前者がやはり「訓+音+訓」の形である。

対して「ABC三字以音」の注記をもつ神名は次の五例。

ウツシ日金析命 (38) ウツシ國玉神 (51) ヒヒラ木之其花マヅミ神 (61) ククキ若室葛根神 (65) 火

スセリ命 (79)

最後の例を除いて、四例が「音+訓」の形になっている。神名の頭初に音仮名が来る場合は、「く以下」と書くよりも「ABC」と指定するほうが正確ではあったろう。なおつけ加えると「此N字以音」の注記のある神名の場合には、言うまでもなく、

エヒメ (29) 大ゲツヒメ (29) 天サグメ (67) 木花之サクヤビメ (77) 海サチビコ (79)

のように「訓+音」の形の表記が多い。最初の「エヒメ」だけが例外的で、これが右の①く③と同じ国生みの段にあるわけである。

さて当の「自A至B以音」の場合、たとえば⑥や⑦にはこの形式が最も適当しているであろう。⑦の「天迹岐志國迹岐志」の二つの「迹岐志」を誤りなく指すのに、他の「く(以)下」や「くN字」のような形式は適さないものである。

右のような神名注記の形式の大体の傾向は、また神名以外の語句や中巻の人名についてもあてはめ得るものがある。即ち、

「自A下N字以音」……令占合マカナハ而 (45) 根コシニコシ而 (45) 天之マカコ弓 (66) 神倭イハレ

ビコ命(89) 常根津日子イロネ命(102) 御真津日子カエシネ命(102) 大倭根子日子フトニ命(103) 建
 豊ハヅラワケ王(107) 以上「訓+音+訓」

「ABC三字以音」……イザサ之小濱(70) タギシ之小濱(72) カニメ雷王(108) イトシ別王(116)
 以上「音+訓」

「自A至B以音」……⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭ 以上「音+訓」

である。ただし「自A下N字以音」の場合にはあてはまらない語例も多数あるので、明確な傾向と言えるものではない。

次に用例の分布の状況に注目しよう。「自A下N字以音」の形式の注は、上巻では、

用例数	桜楓社本	頁数
1	40	
2	42	
1	43	
3	45	
1	48	
2	50	
3	61	
3	62	
3	64	
1	66	
2	68	
1	77	
1	78	
24	計	

のように、(一)40～50頁、(二)61～68頁、(三)77・78頁の三つの部分にかたまる。もちろん各部分では他の形式の注も混在しているが、たとえば62頁の三例は、

多迹具久白言自多下四字以音……(二九字)……少名毗古那神自毗下三字以音……(二九字)……久岐斯子也自久下三字以音

と連続し、この途中に他の形式の注は存在しない。

他方「自A至B以音」の形式の注の分布は、

①②③……④……⑤……⑥……⑦⑧⑨⑩⑪ (点線は離れていることを示す)

のように表わすことができる。右の(一)(二)(三)をこれに重ねれば、(一)は⑤と⑥の間に、(二)は⑥と⑦の間に、また(三)は⑪のあとに、それぞれ入ることになる。しかしたとえば77頁に、

其海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂自都下四
字以音其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂自阿至
久以音と両形式の注が連続するが、なぜこれらに異なった形式が用いられているのかは明解を得ない。

三

音読注がどのような語や句についているか、を整理して表Ⅱに示す。語句の品詞別はほぼ通説に従い、未詳のものには便宜「その他」に入れた。

表Ⅱ

上巻		神名(その一部分)	地名	名詞	動詞・動詞句 助詞・助動詞	その他
此N字以音 N字以音	7	4	25	20	6	13
自A下N字以音 自A以下N字以音 A以下N字以音 自A至B N字以音	26	3	7	14		1
AB(C)(D)(N字以音)	28	2	4	1	1	1
中巻・(下巻)		人名(その一部分)	地名	名詞	動詞・動詞句 助詞・助動詞	その他
此N字以音	7	[1]	9 [1]	9 [1]	3	1
自A下N字以音 自A以下N字以音 自A至B N字以音	19 [1]	3	5 [1]	3 [1]		2 [1]
AB(C)N字以音	18 [1]	2	8 [2]	5 [2]		1 [1]

冒頭に見たように、「此N字以音」「自A下N字以音」「AB(C)(D)N字以音」の三つの基本形式は、音読される文字数(N)の多少により使い分けられているという一面がある。「AB(C)(D)N字以音」の形式の注は、神名・人名の仮名表記部分(二~三文字)につくことが多いわけである。対して「此N字以音」(N字以音)の形式の注は、そのような一部分を指すことは少なく、むしろ自立的な名詞や動詞・動詞句につく割合が多い。概して文字、そのものを指す前者に対して、より長く、語や句として意味のまとまりのある文字、連続を指示するのだと言えようか。

「自A下N字以音」の類と「AB(C)(D)N字以音」の類とは、表Ⅰの用例数において拮抗している。ただ上巻の「動詞・動詞句」の数だけは十四対一と差があるが、これも右と同じ事情と考えてよいだろう。

以上、『古事記』の音読注の諸形式について、若干の考察を試みた。それにしても、このような多数の注記がなぜかくも多様に存在しているのか、これはなかなか難しい問題である。『古事記』の撰録過程にはおそらく複数次の整理・増補・修訂・加筆等があったことと思われるが、私見によれば、これらの音読注もその都度新しく追加や補修を受けたに違いないのである。いわゆる不備・不統一や重複・矛盾と見えるような注記も、これによって生じたのであつたらう。或る注記形式の偏在や他との混在、変型の自在さ、巻による疎密など、そのように説明するより外ないのである。改修の跡は特に上巻に著しいように見える。これを詳しく観察するためには、しかしさらに本文に関する考察を積み重ねる必要があるらう。本稿は当面の音読注の諸形式の実態について、そのおおよその傾向を指摘したにとどまる。

〔注〕

(1) 「音読注」の呼称は、小松英雄氏『国語史学基礎論』（昭和四十八年）に従う。「以音注」の称は、毛利正守氏「古事記音注私見」（『萬葉』八十三号、昭和四十九年二月）の中に示唆がある。

(2) 木田章義氏「古事記そのものが語る古事記の成書過程——「以音注」を手がかりに——」（『萬葉』百十五号、昭和五十八年十月）。木田氏論文には本稿の主題と一部重なるところがある。就いて見られたい。

（昭和五十九年九月八日）